

省エネ法における上げDRの考え方について

2019年3月19日
資源エネルギー庁

- 昨年5月にとりまとめられた**再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会中間整理**において、**上げDRを省エネ評価において適切に勘案する仕組みを講じていくことが明記された。**

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
中間整理

2－②. 再生可能エネルギーの大量導入を支える次世代電力ネットワークの構築

IV. 適切な調整力の確保

4. 新たな調整力の活用（上げDRの制度整備）

(略)

また、現行のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく関係法令では、再生可能エネルギーが供給過剰な時間帯であっても電気の需要を引き上げる行為は不利な評価を受ける可能性がある。このため、**上げDRが発動された際に余剰となっている再生可能エネルギー由来の電気を積極的に利用する行為を省エネ評価において適切に勘案する仕組みについて検討を進める必要がある。**

【アクションプラン】

(略)

- ・ 省エネ法上の扱いについても並行して検討を進める。

【➡資源エネルギー庁（2018年度中）】

「電気の需要の平準化」とは

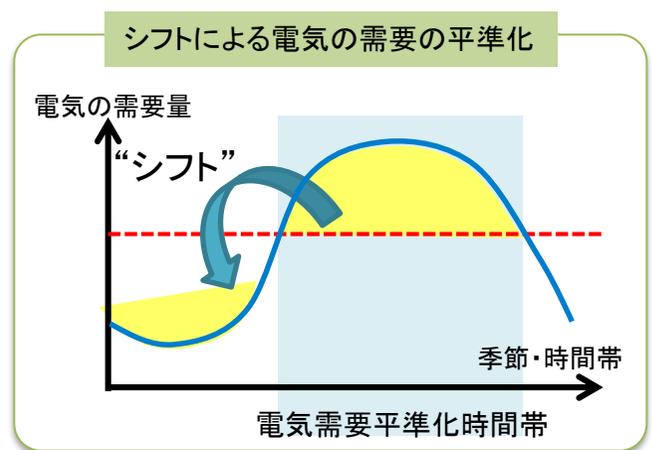
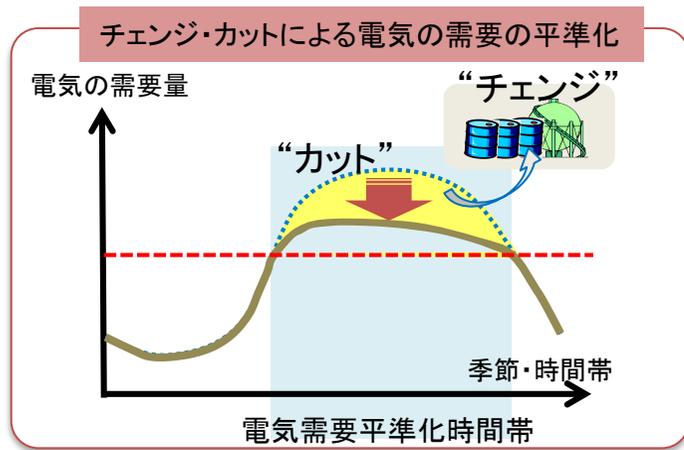
- 「電気の需要の平準化」とは、「電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させること」をいう。（法第2条第3項）

具体的には、

➡ **国全体の夏期・冬期の昼間の電気需要を低減すること。**

<留意点>

- あくまで「国全体」の夏期・冬期の昼間の電気需要を低減させる取組であるため、例えば昼間よりも夜間の電気使用量が多い個々の主体に対し、夜間から昼間への電気の使用のシフトを求めるものではない。



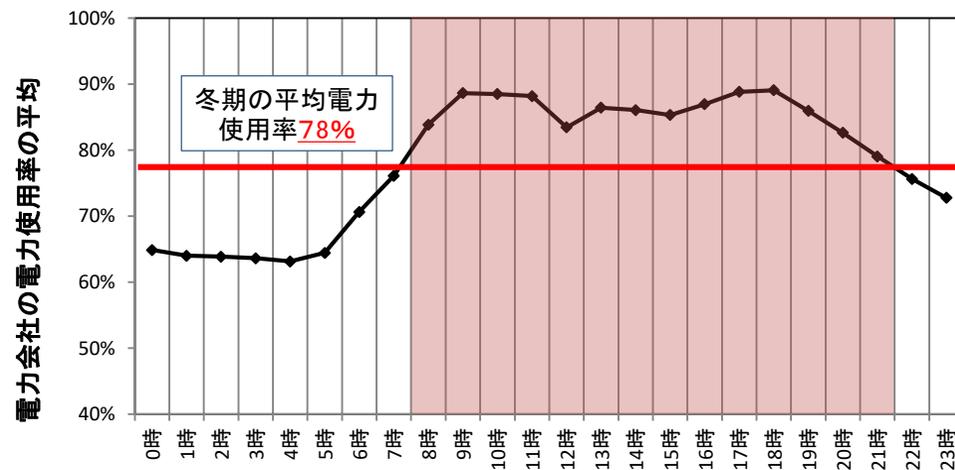
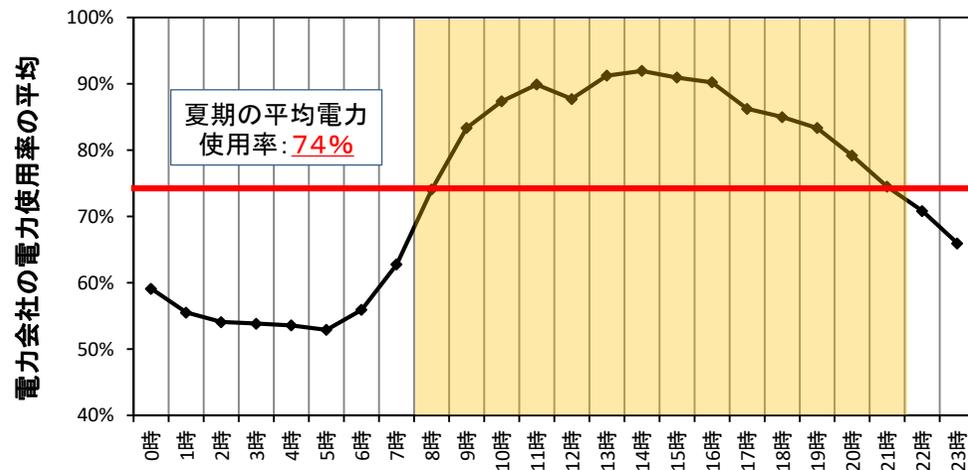
「電気需要平準化時間帯」とは

- 「電気需要平準化時間帯」とは、「電気の需給の状況に照らし電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯」をいう。（法第5条第2項第1号）

具体的な時間帯は、

➡ 全国一律で7～9月（夏期）及び12～3月（冬期）の8～22時のこと（土日祝日を含む）。

※この時間帯は、夏期・冬期ともに電力使用率が概ね1日の平均を上回る時間帯。
（工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針）

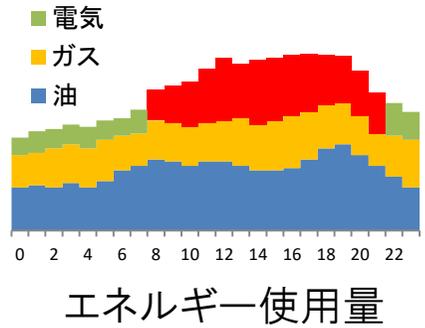


電力会社（沖縄電力除く。）の2012年度夏期・冬期の最大需要日の電力使用率の推移（左：夏期、右：冬期）

「電気需要平準化評価原単位」とは

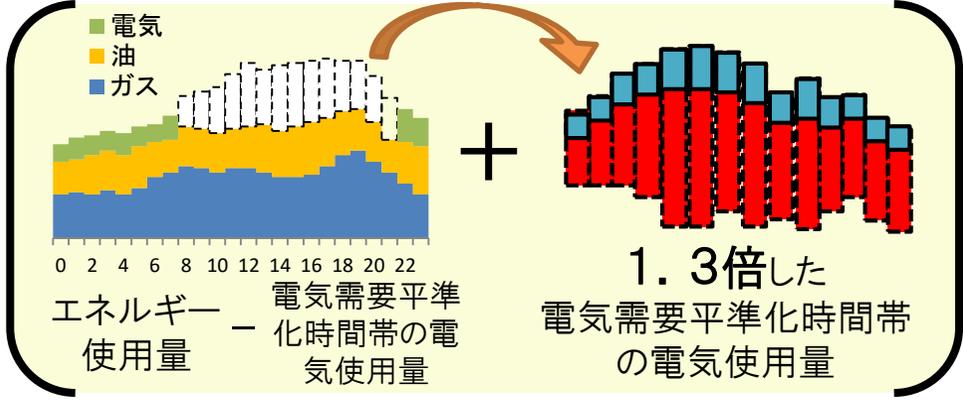
- 「電気需要平準化評価原単位」とは、**電気需要平準化時間帯**における電気使用量を削減した場合、これ以外の時間帯における削減よりも原単位の改善率への寄与が大きくなるよう、**電気需要平準化時間帯の電気使用量を1.3倍**して算出するもの。
- これにより、電気需要平準化時間帯の電気使用量の変化に伴う原単位の変動が、エネルギー消費原単位に比べ大きく評価されることとなる。

エネルギー消費原単位 =



生産数量 等
(エネルギーの使用量に密接な関係のある値)

電気需要平準化評価原単位 =



生産数量 等
(エネルギーの使用量に密接な関係のある値)

省エネ法における上げDRの考え方について

- 電気需要平準化時間帯に上げDRを行うと、個々の需要家にとっては電気の使用のシフトとなるが、**省エネ法における電気需要平準化評価原単位が悪化する**ケースが存在する。
- これらについては、①**電気需要平準化時間帯から上げDRの時間帯を除外する（電気需要平準化評価原単位の計算の際に1.3倍しない）**、または②**上げDRした電力量を除外する（同上）**ことで、再生可能エネルギーが供給過剰な時間帯に電気の需要を引き上げる行為が省エネ法上不利な評価を受ける可能性を排除できる。
- なお、**出力抑制が起きた日の電力使用量を電気需要平準化評価原単位から除外することも考えられる**が、その場合、**出力抑制回避ができたときには電気の需要を引き上げる行為が省エネ法上不利な評価を受ける可能性**がある。
- 上げDR発動の時間帯、量については需要家がアグリゲーターと清算を行う際に何らかの形で必要とすると考えられるため、**今後、上げDRのスキームの具体化を踏まえ適切な除外方法の検討を進める**。

